

一般社団法人長野県農業会議 第88回常設審議委員会の概要

令和5年7月14日（金）に長野市「JA長野県ビル」において、第88回常設審議委員会を開催しました。

審議結果等の概要は次のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

(1) 第1号議案（資料②—正）

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、全ての案件について「許可相当」として意見回答することを決定しました。

(2) 第2号議案

農地法の規定に基づく農業委員会からの営農型太陽光発電施設の案件（上田市、米・大豆、5条）の意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 報告事項

(1) 「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」素案について（資料④）

3 その他

(1) 農業者年金の加入推進について（資料⑤）

一般社団法人長野県農業会議 第88回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和5年7月14日
場所 JA長野県ビル12B

■常設審議委員 在籍者29人、出席者25人

○印は出席者

氏 名			
正副会長	23 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○
常設審議委員	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小泉 幸善 ○
	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 伊藤 兼彦
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○
	12 勝山 信久 ○	13 青木 保 ○	14 佐野 啓明 ○
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人 ○	17 中村 光男 ○
	18 千國 茂 ○	19 宮澤 清志	20 小林 安男 ○
	21 所 弘志 ○	22 武重 正史 ○	24 瀧田 武司
	25 金子 ゆかり	26 高林 敬子 ○	27 沼田 浩子 ○
	28 小林 文彦 ○	29 伊藤 洋人 ○	
県等	県農政部農業政策課 ・安藤忠幸 課長補佐兼農業団体・共済係長、丸田慎太郎 農地調整係長、 北澤智美 行政事務員 上田市農業委員会 ・小泉局長、笠井主事		
事務局	伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、中島健貴 参事兼部長、小林佳昭 部長、 神林公雄 部長、山際義人 部長代理、土屋剛志 次長、森住浩光 審議役、 松田美夏 係長、高橋一輝 主事、倉田幸代 囑託		

一般社団法人長野県農業会議 第88回常設審議委員会次第

日 時：令和5年7月14日（金）13:30～
場 所：長野市「JA長野県ビル 12B会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

第2号議案
農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について
(上田市、米・大豆、5条)

7 報告事項

(1) 「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称)」素案について

8 その他

(1) 農業者年金の加入推進について

(2) 次回の開催計画について

8月10日(木) 13:30～ JAビル12A

9 議長退任

10 閉 会

主 要 会 務 報 告

(令和5年6月15日開催の常設審議委員会以降)

1. 主催会議

(1) 総務・情報部関係

6月15日 第87回常設審議委員会 (長野市)
6月20日 第8回通常総会 (松本市)

(2) 農政・農地部関係

6月15日 第1回県農業委員会協議会 (長野市)
6月16日 補助事業で整備したタブレットの操作研修会(第1回) (Web)
6月26日 " (第2回) (Web)
7月 7日 地区常設審議委員会 (小諸市、伊那市、塩尻市)
7月 7日 農地利用最適化に係る月次情報交換会議
(")

(3) 担い手・経営・年金部関係

6月21日 農業者年金業務推進会議及び農業委員会事務手続き等説明会 (Web)
6月22日 「雇用就農資金」現地確認調査 (中信5経営体)
6月26日 " (北信1経営体)
6月28日 「雇用就農資金等」現地確認調査 (南信4経営体)
6月30日 " (南信2経営体)
7月 6日 " (東信4経営体)
7月10日 「農の雇用事業」現地確認調査 (南信3経営体)

2 組織関連の会議

6月16日 県農業再生協議会担い手・農地部会総会
6月19日 県農業委員会女性協議会松本支部の農業者年金加入促進研修会
6月19日 農業者年金専門業務研修会
~20日
6月21日 全国農業新聞編集研修会
~22日
6月22日 県19市農業委員会協議会通常総会
~23日
6月23日 阿南町農業委員会業務に関する研修会
6月26日 信州水田農業経営者会議東信ブロック情報交換会
6月28日 小布施町農業委員会「地域計画」の策定に向けた説明会
6月30日 全国農業会議所通常総会
7月 6日 上伊那農業委員会協議会定例総会
7月 6日 県鉢花園芸組合役員会
7月 7日 県農業再生協議会担い手・農地部会経営戦略会議
7月 8日 日本農業技術検定試験
7月10日 県農業大学校南信農業実科研究科の農業者年金特別講義

7月11日 県農業委員会女性協議会長野支部の農業者年金加入推進研修会
 7月11日 上田市農業委員会タブレット操作実地研修会
 7月13日 立科町農業委員会事前研修会

3 その他の会議

6月15日 県農業担い手育成基金定時総会
 6月16日 県農業再生協議会総会及び米・戦略作物部会
 6月19日 県畜産会第11回定時総会・理事会
 6月21日 県農業共済組合第7回通常総会
 6月22日 第2回県農業担い手育成基金運営委員会・事務局会会議
 6月22日 県農業開発公社評価委員会
 6月29日 JA長野中央会他各連合会他通常総会・会員会議
 7月 3日 北アルプス地域就農促進連絡会議
 7月 7日 県職員互助会運営協議会

4 要請等

実施日	内 容	提出先
6月16日	凍霜害などによる農業被害対策に関する要請	県知事、県議会議長

令和5年6月15日

上田市農業委員会長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人長野県農業会議
会長 望月 雄内

農地法第5条の規定による意見回答について

令和5年6月1日付5農委第100号で依頼のありましたこのことについて、令和5年6月15日に開催しました第87回常設審議委員会において審議した結果、下記のとおりとしました。

記

1 農地法第5条1番 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日3農振第78号・最終改正令和3年6月14日3農振第714号）」（以下、国通知という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に対し、営農の適切な継続の判断のため、毎年農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書」の提出し、その内容が太陽光パネル下の生産量とパネル下以外の生産量を明確に分け、営農計画書の進捗状況等が分かるよう御指導願います。

また、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、県に報告されるよう願います。

担 当 農政・農地部

(部長) 小林佳昭 (担当) 森住浩光

TEL026-217-0291 FAX026-219-2953

E-mail 24nousei@nca.or.jp

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年7月)

地区名 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (m ²)		
			田	畑	計
東 信	3	5	42,214.11	1,077.00	43,291.11
小海町	1	3	36,569.00	1,077.00	37,646.00
軽井沢町	1	1	5,645.00	0.00	5,645.00
上田市	1	1	0.11	0.00	0.11
南 信	4	4	0.00	28,450.00	28,450.00
茅野市	1	1	0.00	6,748.00	6,748.00
飯島町	1	1	0.00	7,224.00	7,224.00
高森町	1	1	0.00	9,584.00	9,584.00
喬木村	1	1	0.00	4,894.00	4,894.00
中 信	3	4	12,186.00	10,374.00	22,560.00
塩尻市	1	1	0.00	6,022.00	6,022.00
安曇野市	1	2	12,186.00	0.00	12,186.00
山形村	1	1	0.00	4,352.00	4,352.00
北 信	0	0	0.00	0.00	0.00
合 計	10	13	54,400.11	39,901.00	94,301.11

「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」素案について

令和5年7月14日 長野県農業会議

1 農業委員会組織のこれまでの取組

期日	要請活動	内容等
R3. 10. 15	農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出（知事・農政部長）	地域と調和した営農型太陽光発電施設の推進
R3. 11. 16	第6回長野県農業委員会大会要請決議	地域と調和した秩序ある太陽光発電施設の設置と農地転用許可手続き時の農地法以外の課題への対応 （望月会長から知事に条例制定を要請）
R3. 12. 13 20	大会決議事項の要請 （知事・県議会正副議長）	
R4. 3. 27	農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出（知事・農政部長）	地域と調和した営農型太陽光発電施設の推進
R4. 11. 16	第7回長野県農業委員会大会要請決議	地域と調和した秩序ある太陽光発電施設の設置と農地転用許可手続き時の農地法以外の課題への対応
R4. 11. 30	大会決議事項の要請 （知事・県議会正副議長）	
R5. 3. 27	農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出（知事・農政部長）	地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電施設の推進

2 県条例（素案）の内容

(1) 条例制定の背景

- 長野県ゼロカーボン戦略（第四次長野県地球温暖化対策防止県民計画）の基本目標に向け、更なる野立て太陽光発電が必要（2030年度目標：再生可能エネルギー野立て太陽光発電163万kWに向け、新たに約60万kWの創出が必要）
- 太陽光発電事業のトラブル・懸念の件数が過去10年間で52件（報道集計）
- 野立て太陽光発電について、普及を図っていくためには適正な事業の在り方に関する一定のルール作りが必要
- 再生エネルギーに関する条例未制定の市町村もあるなかで、県が広域的なルールを定め、相互に補完していく必要がある。 など

(2) 条例（素案）の内容（詳細は添付資料参照 P3～）

ア 趣旨

太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る。

イ 対象事業

地上設置型の太陽光発電事業（10kW以上）※（営農型太陽光発電設備も含む）

ウ 手続き・手法

①	特定区域内 ※	県の許可制
②	50kW以上の大規模事業	県への事前届出制
③	その他の事業	市町村への事前届出制

※地域森林計画対象森林区域、土砂災害特別警戒区域、砂防三法区域（地すべり、急傾斜、砂防）

エ 内容

項目	手続き等の内容（主なもの）
○ 地域住民等への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・事業着手前に事業基本計画の提出の義務付け ・事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け※ ・地域住民等は事業基本計画について意見等の申出が可能 ・意見等に対して事業者は誠実な対応に努める

項目	手続き等の内容（主なもの）
○ 安全確保措置	斜度 30 度以上の急傾斜箇所は安全基準を満たさないものは事業禁止
○ 環境・景観の保全	・ 地域住民等は事業基本計画について意見等の申出が可能 ・ 事業者は誠実な対応に努める
○ 法令遵守	太陽光発電事業に関する法・条例違反又は処分を受けた者の許可について、欠格期間を設定
○ 維持管理・廃棄等	・ 事業者の連絡先の掲示を義務付け ・ 管理計画に基づく管理状況について定期報告を義務付け
○ 実効性の確保	・ 工事着手や計画変更等に関する事前申請等を義務付け ・ 事業者に求めた報告等について、県は公開し事業の透明性を確保（事業基本計画、説明会の開催記録、許可の申請・届出、工事着手等）
○ 市町村との関係	・ 市町村長の意見の申出があった場合、事業者は誠実な対応に努める ・ 市町村条例により県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部又は一部を適用除外できる ・ 市町村は、県条例の上乗せも可能

※地域住民への説明会において、同意を得ることは考えていない。

3 県説明会において述べた意見（令和5年7月7日長野合同庁舎）

- ① 営農型太陽光発電の審議にあたり、景観に着目した有効な規制がない中で、景観を守りたい住民等との軋轢が生じている。農村景観を守る仕組みを期待する。
- ② 事業者は、地域住民等への事業基本計画の説明が義務付けされる一方で、同意の基準がない。住民が不同意となった場合、計画が進むことが無いよう検討されたい。
- ③ 太陽光発電に係る条例等が整備されていない市町村（16市町村）があるが、新たに制定を進める市町村への技術支援をお願いしたい。
- ④（電話で意見）事業者が県条例に基づく申請のタイミングと、農業委員会への転用申請のタイミングを整理していただきたい。（・住民説明会の結果、転用面積が変わる場合がある。・農業委員会の審議の結果、パネル下部の作物が変更される場合がある。）

<参考>

国における営農型太陽光発電に係る法整備に向けた要請活動等

- 全国農業委員会会長大会要請決議への反映（令和3年～令和5年）
- 県選出国會議員（令和3年11月、令和4年12月、令和5年1月、5月）

<全国農業会議所から国に要請している主な事項>

- ① 施設の設置に当たっては地域の話し合いや合意を図ることを条件とすること。また、その前提として営農計画書のみならず、収支計画書と実績報告書の提出を義務づけること。
- ② 無報告、虚偽報告、適確な事業実施ができないと認められる場合は許可を取り消すとともに、FIT法の認定も自動的に取り消されるようにすること。なお、許可取消者の氏名を公表するとともに、違反転用者情報に関し他の自治体との共有体制を整備すること。
- ③ 不作等を理由とした作物変更の判断基準や転用許可更新を待たず即座に許可取消に該当する事案を明確にするのと同時に、地域で栽培実績のない作物については、事前の実証栽培を義務づけ、実証されない場合は不許可とすること。
- ④ 転用審査の対象とする面積は支柱の底面積ではなくパネルの下部面積とし、面積が一定規模超のメガソーラーの一時転用許可については国との協議を法定化すること（許可権者は都道府県知事）。また、一定規模超の転用に当たっては、近隣農業・農地への配慮に加え、環境や景観、防災の観点からの審査基準を加えること。
- ⑤ 農地法第32条第1項第1号に規定する遊休農地のうち「人力・農業用機械で草刈り・耕起・伐根・整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地」は荒廃しているとはいえないことから、一時転用期間が10年となる「荒廃農地」から除外すること。

「地域と調和した太陽光発電事業の推進に 関する条例（仮称）」素案

令和5年7月
長野県環境部ゼロカーボン推進室

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像①】

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る

対象事業

地上設置型の太陽光発電事業（10kW以上）

手続き手法

① 特定区域*内での事業 ⇒ 県の許可制
 ② 50kW以上の大規模事業（Aを除く） ⇒ 県への事前届出制
 ③ その他の事業 ⇒ 市町村への事前届出制
 （事務処理特例）※ 市町村と要協議

* 特定区域：
 ・ 地域森林計画対象森林区域
 ・ 土砂災害特別警戒区域
 ・ 砂防三法区域
 （地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地）

内容

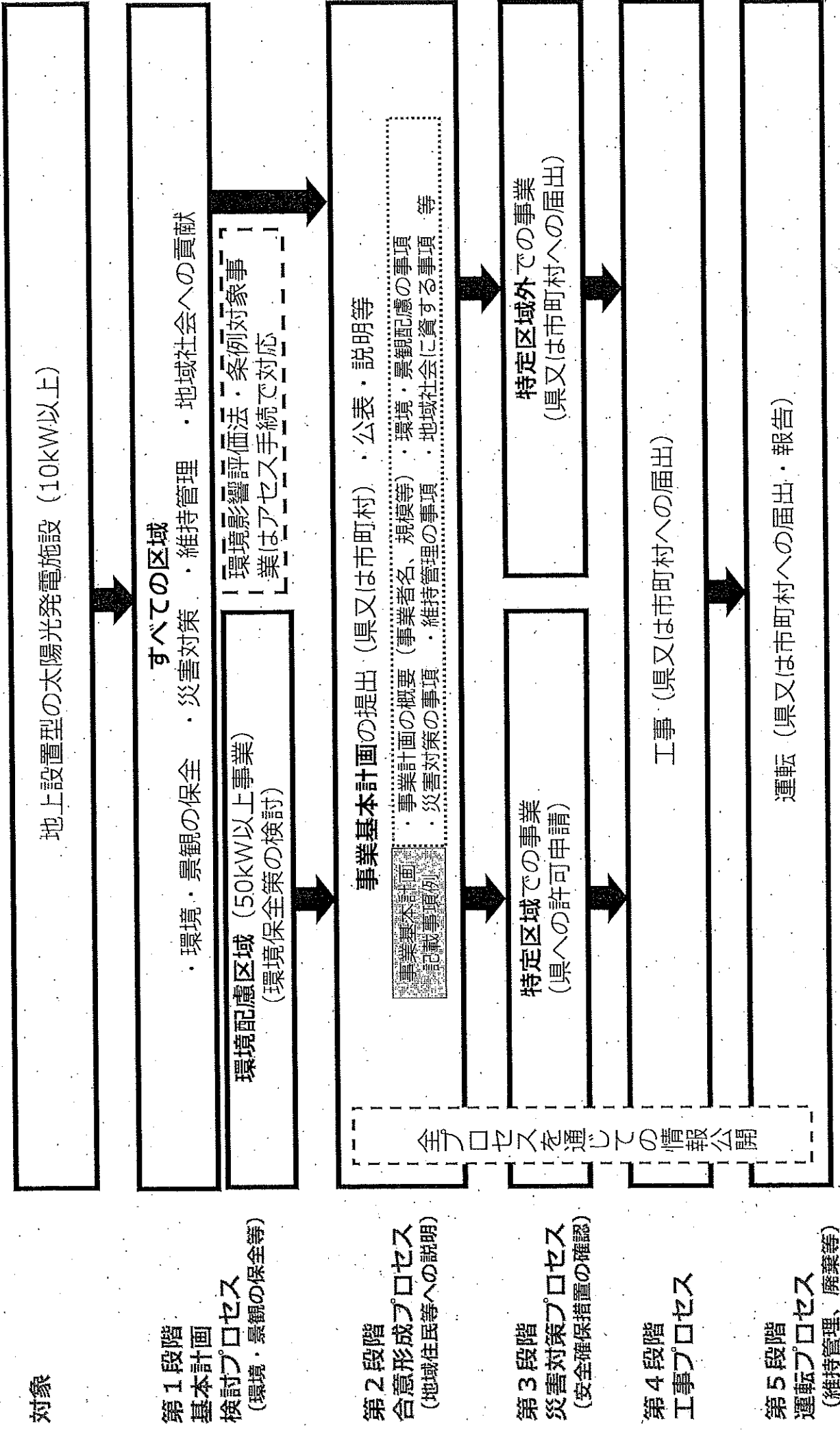
項目	内容
① 地域住民等への説明	<p>○ 事業着手前に事業基本計画の提出を義務付け （例：事業者名・規模・環境・景観配慮事項、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項）</p> <p>○ 事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け</p> <p>○ 地域住民等は事業基本計画について意見等の申し出が可能</p> <p>○ 意見等に対して事業者は誠実な対応に努める（合理的な理由を付して文書等で応答）</p> <p>○ 特定区域内では、安全基準等を満たさないものは事業禁止（許可制） ・ 地域森林計画対象森林区域 ・ 土砂災害特別警戒区域 ・ 砂防三法区域</p> <p>○ 斜度30度以上の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止（許可制）（A）・措置の求め（B◎）</p>
② 安全確保措置	<p>○ 環境配慮区域*内では、事業による影響の整理、環境保全策の検討を義務付け （アセス法・条例の対象事業については、アセス手続の実施をもって替える）</p> <p>○ 事業者は検討結果を住民に説明。地域住民等からの意見等に対して誠実な対応に努める</p> <p>* 環境配慮区域の例： ・ 水道水源保全地区、水資源保全地域、国定公園、県立自然公園 ・ 自然環境保全地域、国有林、地域森林計画対象森林区域、等</p>
③ 環境・景観の保全	<p>○ 地域住民等は景観保全に関し意見の申し出が可能。事業者は誠実な対応に努める。 （例えば隣接の敷地境界からの離隔や敷地境界に植栽等を施すことなど、長野県景観条例に基づき基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全項目を整理）</p>

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像②】

項目	手続等の内容
④法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○法令遵守の誓約 ○県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反又は処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可について、欠格期間を設定
⑤維持管理、廃棄等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の連絡先など標識の掲示を義務付け ○維持管理基準に従い、災害等の防止・環境の保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に関する維持管理計画の提出を義務付け ○維持管理計画に基づく管理状況について定期的な報告を義務付け
⑥実効性の確保	<p style="text-align: center;">手続・罰則等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事着手、計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務付け ○指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、違反事実の公表、罰則（過料5万円以下）等
⑦情報の透明性の確保	<p style="text-align: center;">事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、県はその情報を公開し、事業の透明性を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業基本計画の提出 ② 説明会の開催記録の提出 ③ 許可の申請・届出 ④ 工事（着手・完了）の届出 ⑤ 維持管理の結果の提出 ⑥ 廃止の届出 <p style="text-align: right; font-size: small;">これらをデータへスキャンし、地域住民等が事業の進捗や運転状況を確認できる仕組みを設ける</p>
◎市町村（条例）との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の報告等は、市町村にも送付 ○許可申請の審査に当たっては、知事は事前に市町村長の意見を聴取 ○市町村長からの意見の申し出があった場合は誠実な対応に努める ○市町村条例により、県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部又は一部を適用除外 ○市町村は、県条例の上乗せも可能（事業者との協定による上乗せもありうる）
◎その他条例の円滑な運用のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村や事業者からの相談への体制整備 ○基準・マニュアル等の整備 ○事業情報の提供体制の整備 等 <p>※このほか、既存事業者の取扱いについて検討</p>

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像③】

条例全体のフロー



1 目的

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する事項を定めることにより、地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和する太陽光発電事業の普及を図ることを目的とする。

2 対象施設

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

3 特定区域での設置

次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 森林の伐採を伴う区域
- (2) 森林法に規定する地域森林計画対象民有林が発生するおそれが高い区域
- (3) 土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域
- (4) 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 長野県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地
- (7) 土砂災害等により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

4 特定区域内での手続等

- (1) 事業基本計画の提出
許可を受けようとする者は、事業基本計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 景観を保全するための措置の検討
(4)の前に景観に配慮するための措置を検討しなければならない。
- (3) 環境保全策の検討（環境配慮区域内の50kW以上の事業）
(4)の前に、特に環境配慮が必要な区域において50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域周辺の環境に及ぼす影響について整理し、環境保全策を検討しなければならない。
- (4) 地域住民等への説明
ア 説明会を開催し、事業基本計画の内容を説明しなければならない。
イ 地域住民等から出された意見等については、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (5) 許可の申請
3の区域内に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (6) 許可基準等
ア 森林の伐採等を伴う区域
土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させざるおそれがないこと。等
イ 土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが高い区域
土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかでないこと。
ウ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域
想定される土砂災害等による施設の損壊のおそれがないこと又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等への被害のおそれがないことが明らかであること。
エ 太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認められる者に該当しないこと。
オ 知事は、許可をしたときは、公表するものとする。

(7) 工事の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(8) 標識の掲示

許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間は、氏名又は名称等を記載した標識をかかげなければならない。

(9) 維持管理

- ア 許可を受けた者は、太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）が土砂災害等の防止及び自然環境等の保全における支障が生じないよう、安全かつ良好な状態が維持されていること等の基準に従って太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければならない。
- イ 許可を受けた者は、太陽光発電施設等を維持管理するための計画を公表し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- ウ 許可を受けた者は、維持管理の結果を知事に提出しなければならない。

(10) 廃止の届出

許可を受けた者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(11) 許可の取消し

不正の手段により許可を受けたときは許可を取り消す。

5 特定区域外での設置

3の特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

6 特定区域外での手続等

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合にも、4の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

7 実効性確保

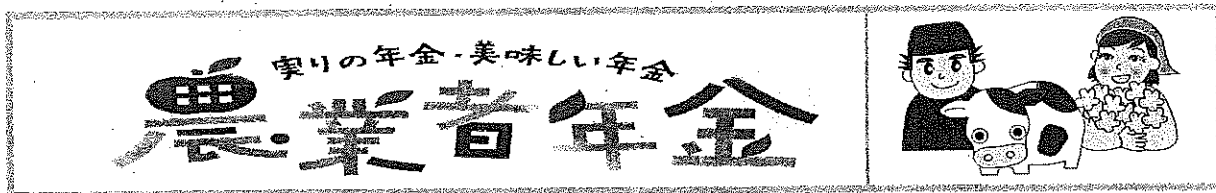
- (1) 報告徴収及び立入検査
知事は、必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができる。
- (2) 勧告
知事は、4の(9)のイに従った維持管理を行っていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。等
- (3) 措置命令
知事は、(2)の勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令をすることができる。
- (4) 違反事実の公表
知事は、許可の取消し又は(3)の命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名等を公表することができる。
- (5) 罰則
許可を要しないで太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の過料に処する。等

8 市町村条例との関係

市町村条例によりこの条例の目的が達成されるときは、具条例の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

9 施行期日（予定）

令和6年4月1日



加入推進ニュース 一般社団法人 長野県農業会議
令和5年7月14日 <No.4>

☆6月の新規加入実績

6月の新規加入者は、表1のとおり6市村において6人確保いただきました。特に、生坂村では、平成25年以來の新規加入（女性の新規就農者で政策支援加入）です。積極的な加入推進活動にお取り組みいただき誠にありがとうございました。

表1 6月の新規加入者数 (単位：人)

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20~39歳	女性		全体	20~39歳	女性
上田市	1	1	1	朝日村	1		1
松本市	1	1	1	長野市	1	1	
生坂村	1	1	1	須坂市	1		
合計 6市村				6	4	4	

☆令和5年度「加入推進の取組方針」が決定しました！

6月15日に開催の「常設審議委員会」及び「長野県農業者年金推進協議会の代議員総会」等において、本年度の加入推進の取組方針が決定しました。(別紙参照)

<本年度の重点取組>

- ① 改選農業委員会における「加入推進相談会」の企画開催(場の設定)！
- ② 加入推進名簿を活用した「戸別訪問活動」の強化！
- ③ 令和4年度の制度改正内容を含めた、農業者年金制度の周知活動！

☆加入推進に向けた活動を支援します！

長野県農業者年金推進協議会では、本年度の事業計画において、加入推進に向けた活動支援として、次の交付金を交付します。

- ① 戸別訪問活動強化交付金【継続】
新たな対象者1人につき1日3千円を交付。(昨年度実績：64戸訪問)
- ② 新規加入者目標達成交付金【継続】
1部門達成につき2万円を交付。
(昨年度実績：全体目標達成31市町村、うち20~39歳17市町村、うち女性11市町村)
- ③ 目標達成上積み交付金【新規】
市町村目標の「全体部門」を達成した市町村が、新規加入者の上積みを図った場合、1人につき1万円を交付。
- ④ 加入実績ゼロ市町村解消特別交付金【新規】
過去5年間、加入者ゼロの市町村が、加入対象者を対象とした説明会等を開催し、新規加入者を確保した場合、1人につき2万円の特別交付金を交付。

また、令和5~6年度の新役員が次のとおり選任されました。
会長：有馬久雄氏(南信・伊那市)
副会長：小山田武氏(東信・小諸市)、中島完二氏(中信・安曇野市)、佐野啓明氏(北信・中野市)

☆インフォメーション♪ ~ 現況届の提出はお済みですか? ~

本年度の「現況届」の提出期限は、7月31日(月)農業者年金基金必着となっています。現況届が未提出の場合は、受給権者への年金の支払いが差し止めとなりますのでご留意を！

令和5年度 農業者年金の新規加入実績

(令和5年6月末日現在)

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
小諸市	3	2	1						
佐久市	5	3	2	1					
小海町	1	1	1	1	1		○	○	
佐久穂町	2	1	1						
川上村	6	6	3						
南牧村	3	3	2						
南相木村	1	1	1						
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	1	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	25	20	15	2	1	0	1	1	0
上田市	3	2	1	1	1	1			○
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	1	1	1	0	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	3	2	1	1					
諏訪計	9	6	6	1	0	0	0	0	0
伊那市	3	1	1						
駒ヶ根市	2	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	1			○		
中川村	1	1	1	2		1	○		○
宮田村	1	1	1						
上伊那計	11	8	8	3	0	1	2	0	1
飯田市	6	3	2	1	1				
松川町	2	2	1	1	1				
高森町	2	1	1	3	2		○	○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1						
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1	2	1		○	○	
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	7	5	0	2	2	0

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曾計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	9	5	4	2	1	2			
塩尻市	4	2	2	1		1			
安曇野市	3	3	2						
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1	1	1	1	○	○	○
山形村	2	1	1						
朝日村	2	1	1	1		1			○
筑北村	1	1	1	1			○		
松本計	23	15	13	6	2	5	2	1	2
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1						
小谷村	1	1	1						
北777'ス計	5	5	5	0	0	0	0	0	0
長野市	8	3	3	3	3	1			○
須坂市	4	2	2	1					
千曲市	3	1	1						
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1						
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1	1				○
小川村	1		1						
長野計	24	11	12	6	5	1	1	3	0
中野市	9	4	3	2	2	1			
飯山市	4	1	1	3	2	1			○
山ノ内町	4	2	2	2		1			
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	20	10	9	7	4	3	0	1	1
県計	151	97	89	33	18	11	8	8	5

22% 10%

は、令和5年度目標数を達成した市町村。

(別紙)

「令和5年度における農業者年金加入推進の取組方針」概要

1 長野県の加入目標（市町村別加入目標数：別紙）

全	体	151人
うち20～39歳		97人
うち女	性	89人

※1市町村1人以上の新規加入者の確保を基本とし、目標の達成を図る。

2 加入推進強化月間の設定

令和5年11月～令和6年2月

3 加入推進対策の実施

(1) 農業会議、JA長野中央会、農業者年金推進協議会における取組

ア 加入推進相談会の開催支援【新規】

改選農業委員会において、委員、加入対象者を対象とした「加入推進相談会」が開催されるよう呼びかけるとともに、円滑な開催に向けた支援を行う。

イ 新任担当職員研修会の開催（5月18日Web）

ウ 業務推進会議の開催（6月21日Web）

エ 加入推進特別研修会の開催

（中南信対象：9月27日（水）松本市浅間温泉文化センター）

（東北信対象：9月28日（木）長野市JA長野県ビル）

オ 広報活動の実施（ラジオCM、新聞広告等を活用したPR活動）

カ 加入推進に功績のあった団体・個人に対する表彰の実施

キ 農業者年金広域アドバイザーの設置 2人

（元 農業会議専務理事 宮島明博 氏）

（前 農業会議農業者年金総合指導員 成田房子 氏）

ク 加入推進普及資材（チラシ等）の作成・配布等

(2) 農業委員会、JA、市町村年金協議会における取組

【本年度の重点取組】

① 改選農業委員会における加入推進相談会の企画開催（場の設定）

② 加入推進名簿を活用した「戸別訪問活動」の強化

③ 令和4年の制度改正内容を含めた、農業者年金制度の周知活動

ア 加入推進相談会の企画開催【新規】

改選農業委員会では、加入対象者をはじめ、加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員等を対象とした「加入推進相談会」及び「制度学習会」を企画開催するよう努める。

イ 加入推進名簿を活用した「戸別訪問活動」の強化

ウ 加入推進部長の設置

エ 加入推進活動計画の策定

オ 加入推進対策会議の開催

カ 農業委員会とJA等との連携強化

令和5年度 農業者年金の市町村別加入目標数

単位：人

市町村名	全体			20歳～39歳			女性			加入目標数		
	基幹的 農業者数 ①	被保険 者数 ②	加入 推進 対象者 ①-②	基幹的 農業者数 ③	被保険 者数 ④	加入 推進 対象者 ③-④	基幹的 農業者数 ⑤	被保険 者数 ⑥	加入 推進 対象者 ⑤-⑥	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
長野市	696	95	601	117	19	98	286	29	257	8	3	3
松本市	821	181	640	191	31	160	344	37	307	9	5	4
上田市	301	96	205	84	28	56	100	17	83	3	2	1
岡谷市	21	6	15	3	2	1	9	3	6	1	1	1
飯田市	487	146	341	111	36	75	193	45	148	6	3	2
諏訪市	62	15	47	11	2	9	23	4	19	1	1	1
須坂市	333	46	287	65	12	53	131	9	122	4	2	2
小諸市	208	33	175	48	6	42	74	10	64	3	2	1
伊那市	209	56	153	41	9	32	67	13	54	3	1	1
駒ヶ根市	86	19	67	26	4	22	36	3	33	2	1	1
中野市	683	123	560	149	30	119	278	26	252	9	4	3
大町市	60	12	48	12	1	11	21	2	19	1	1	1
飯山市	171	41	130	30	7	23	64	12	52	4	1	1
茅野市	137	27	110	27	9	18	55	7	48	2	1	1
塩尻市	299	70	229	60	14	46	116	12	104	4	2	2
佐久市	353	45	308	93	5	88	116	12	104	5	3	2
千曲市	122	16	106	21	8	13	61	3	58	3	1	1
東御市	183	20	163	44	8	36	65	3	62	2	2	1
安曇野市	407	59	348	101	11	90	138	14	124	3	3	2
小海町	73	24	49	17	6	11	27	9	18	1	1	1
川上村	681	118	563	223	27	196	299	16	283	6	6	3
南牧村	322	80	242	107	16	91	135	23	112	3	3	2
南相木村	35	6	29	3	1	2	16	2	14	1	1	1
北相木村	24	3	21	4	0	4	10	1	9	1	1	1
佐久穂町	98	20	78	22	2	20	37	6	31	2	1	1
軽井沢町	34	24	10	6	6	0	17	7	10	1		1
御代田町	122	19	103	29	2	27	46	2	44	1	1	1
立科町	82	14	68	13	3	10	35	3	32	1	1	1
青木村	21	8	13	5	1	4	8	4	4	1	1	1
長和町	25	5	20	7	3	4	7	1	6	1	1	1
下諏訪町	2	0	2	0	0	0	1	0	1	1		1
富士見町	92	17	75	24	3	21	39	5	34	1	1	1
原村	177	19	158	49	3	46	67	6	61	3	2	1
辰野町	16	8	8	5	1	4	7	2	5	1	1	1
箕輪町	61	20	41	16	9	7	23	4	19	1	1	1
飯島町	84	15	69	15	1	14	29	7	22	1	1	1
南箕輪村	61	14	47	13	2	11	27	5	22	1	1	1
中川村	43	16	27	11	4	7	14	7	7	1	1	1
宮田村	33	12	21	5	4	1	12	1	11	1	1	1

令和5年度 農業者年金の市町村別加入目標数

単位：人

市町村名	全体			20歳～39歳			女性			加入目標数		
	基幹的 農業者数 ①	被保険 者数 ②	加入 推進 対象者 ①-②	基幹的 農業者数 ③	被保険 者数 ④	加入 推進 対象者 ③-④	基幹的 農業者数 ⑤	被保険 者数 ⑥	加入 推進 対象者 ⑤-⑥	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
松川町	229	31	198	43	6	37	97	7	90	2	2	1
高森町	147	33	114	26	7	19	73	9	64	2	1	1
阿南町	19	2	17	2	2	0	9	1	8	1		1
阿智村	46	3	43	9	0	9	16	1	15	1	1	1
平谷村	3	0	3	1	0	1	0	0	0	1	1	
根羽村	2	2	0	0	2	0	0	1	0	1		
下條村	53	9	44	11	4	7	24	1	23	1	1	1
売木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
天龍村	4	0	4	0	0	0	1	0	1	1		1
泰阜村	8	0	8	0	0	0	3	0	3	1		1
喬木村	53	6	47	5	1	4	23	2	21	1	1	1
豊丘村	62	9	53	15	3	12	20	2	18	1	1	1
大鹿村	10	1	9	3	1	2	4	0	4	1	1	1
上松町	7	0	7	1	0	1	1	0	1	1	1	1
南木曾町	5	0	5	1	0	1	3	0	3	1	1	1
木祖村	21	8	13	6	0	6	10	3	7	1	1	1
王滝村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1		
大桑村	6	1	5	0	0	0	2	0	2	1		1
木曾町	31	0	31	8	0	8	8	0	8	1	1	1
麻績村	14	2	12	4	1	3	5	0	5	1	1	1
生坂村	20	1	19	3	0	3	9	0	9	1	1	1
山形村	164	35	129	43	10	33	66	10	56	2	1	1
朝日村	110	64	46	24	16	8	46	21	25	2	1	1
筑北村	25	6	19	5	0	5	9	2	7	1	1	1
池田町	30	6	24	13	3	10	9	1	8	1	1	1
松川村	66	10	56	15	3	12	29	1	28	1	1	1
白馬村	22	2	20	2	1	1	6	0	6	1	1	1
小谷村	10	0	10	6	0	6	4	0	4	1	1	1
坂城町	54	11	43	10	5	5	18	1	17	1	1	1
小布施町	215	24	191	29	3	26	102	10	92	3	1	1
高山村	88	10	78	18	5	13	38	1	37	1	1	1
山ノ内町	304	152	152	74	41	33	131	54	77	4	2	2
木島平村	53	17	36	13	4	9	23	4	19	1	1	1
野沢温泉村	11	3	8	3	1	2	2	1	1	1	1	1
信濃町	56	9	47	16	4	12	22	0	22	1	1	1
小川村	11	3	8	0	0	0	4	0	4	1		1
飯綱町	143	18	125	28	8	20	57	6	51	2	1	1
栄村	24	3	21	5	0	5	7	1	6	1	1	1
合計	9,853	2,029	7,824	2,250	467	1,783	3,914	512	3,402	151	97	89

※1 基幹的農業者数は、60歳未満の人数で、2020年農林業センサスの確定値。

※2 被保険者数は、令和5年3月末現在。

※3 令和5年度 加入目標（全体）は、1市町村1人以上とし、基幹的農業者数等を考慮した数とした。

(様式例3) 加入推進名簿(記載例)

市町村コード またはJAコード		市町村名 またはJA名		00-000										
整理番号	世帯整理番号	氏名	性別	経営主と続柄	住所	地区名	生年月日	令和3年4月1日時点の年齢	20歳~39歳の世帯当りの有無	農業者世帯当りの有無	認定農業者の有無	青色申告の有無	家族経営協定の有無	加入推進状況等
0001	001	農年 太郎	1	経営主			昭和38年5月18日	57	0		1	1	1	戸別令和元年12月、平成30年12月
0002	001	農年 花子	2	経・配偶者			昭和40年6月19日	55	0			1	1	説明せず
0003	001	農年 小太郎	1	後継者			平成1年4月1日	32	1		1	1	1	説明せず
0004	002	虎門 一郎	1	経営主			昭和46年4月1日	50	0		1			(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0005	002	虎門 花子	2	後・配偶者			昭和50年5月1日	45	0					(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0006	002	虎門 太郎	1	父			昭和20年5月2日	75	0					経営移譲年金受給者
0007	003	〇〇 さとし	1	経営主			昭和60年7月1日	36	1	1			1	加入者
0008	003	〇〇 ななみ	2	経・配偶者			昭和61年8月2日	34	1	1			1	H30年就農、戸別未実施
0009														
0010														
0011														
0012														
0013														
0014														
0015														
0016														
0017														
0018														
0019														
0020														
0021														
0022														
0023														
0024														
0025														

- 注) 1 市町村の場合は、個人情報保護条例を踏まえつつ、農地台帳の世帯情報、住民基本台帳、認定農業者リスト等をベースに、国年1号該当か否かなど関係部署の協力を得て作成。
- 2 JAの場合は、個人情報保護規程を踏まえつつ、組合員名簿、家族台帳等をベースに、国民年金保険料引き落とし口座一覽との照合などJA内関係部署の協力を得て作成。
- 3 表頭の項目欄には、例外以外に加入推進上参考となる情報を適宜追加して整理(例：世帯の中での加入状況がわかるように「農年新制度加入有無」、「保険料(通常加入か政策支援か)」の欄を設けて情報整理する等)
- 4 加入推進に活用しやすいようできるだけ世帯ごとに整理することを旨として、加入推進に必要な範囲で、また可能な範囲で、順次情報を入力していく。
- 5 若い加入対象者への推進では、親への説明の必要性もでてくるので、加入推進に必要な範囲で60歳以上の世帯員情報を入力する。
- 6 「加入推進状況等」の欄には、加入資格のある農家でも戸別訪問等を行ったことがない人が否かが特定できるよう推進状況を行った後に作成・記入する加入推進記録簿(様式例4)の内容を活用して、加入推進上必要となる参考情報を適宜記入する。
- 7 「旧青年就農給付金受給者」についても、「農業次世代人材投資資金受給の有無」欄に「1」と記載する。

(様式例4)

農業者年金加入推進記録簿

農業委員会名又はJA名:

地区等:

ふりがな 氏名		年 月 日生 男・女	本人 参考 情報	(〇〇さんの後継者等、地域の実情により、推進の参考となる本人情報を適宜記入)	認農 青申 次世代	
結果が1(または2)の場合、今後の円滑な加入手続きに必要なため、本人の了解が得られれば、本人の年金手帳の基礎年金番号を記入しておく。 →						
1 回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に〇印)				
	方法:	1 訪問	2 電話	3 窓口	4 その他の個別説明	所要時間(移動時間含む) 分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()				
	今後(次回)の対応等	(上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)				
2 回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に〇印)				
	方法:	1 訪問	2 電話	3 窓口	4 その他の個別説明	所要時間(移動時間含む) 分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()				
	今後(次回)の対応等	(上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)				
3 回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に〇印)				
	方法:	1 訪問	2 電話	3 窓口	4 その他の個別説明	所要時間(移動時間含む) 分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()				
	今後(次回)の対応等	(上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)				

注1) この「農業者加入推進記録簿」は個人情報を含みますので、その取扱いについては市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いいたします。

注2) 本人参考情報欄の「認農」「青申」「次世代」は、それぞれ「認定農業者」「青色申告者」「農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)受給者」です。該当する場合は〇をして下さい。

注3) 「方法」欄の1または4に〇をしたものが、「業務委託手数料の配分に係る調査」の「戸別訪問を実施した職員または普及推進活動協力者の人数」の対象となります。